

兵庫県キンボールスポーツ連盟 規約

(名称)

第1条 この会は、兵庫県キンボールスポーツ連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、理事長住所に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、日本キンボールスポーツ連盟兵庫県支部登録会員並びに理事会役員を持って組織する。

(目的)

第4条 本連盟は、キンボールスポーツの普及及び振興を通じて、キンボールスポーツ愛好者の交流を深め、生涯スポーツの健全な発達に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) キンボールスポーツの普及及び振興に関する方策を調査・研究すること。
- (2) キンボールスポーツの指導・奨励と指導者を育成すること。
- (3) キンボールスポーツの普及及び振興のための宣伝・啓発をすること。
- (4) キンボールスポーツの大会・講習会等を実施すること
- (5) 関係機関・団体との連携を図ること。
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業を実施すること。

(登録)

第6条 本連盟の登録は、日本キンボールスポーツ連盟会員登録時において兵庫県支部登録を希望した時点で自動的に会員とみなす。

第7条 登録費は、日本キンボールスポーツ連盟会員制度をこれに充てる。

第8条 登録会員が次の各号に該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 除名された時
- (3) 本連盟が解散した時

第9条 登録会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為があった時
- (2) 本連盟の登録会員としての義務に反した時
- (3) 登録費を期限内に納入しない時

(役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1～2名
- (5) 理事 若干名(内1名は会計)
- (6) 監事 2名
- (7) 専門委員 若干名

第11条 会長は、理事会において選出する。

- 2 副会長、理事長、副理事長は、理事会の互選で選出する。
- 3 理事は会長が理事会の同意を得て選出する。
- 4 監事は会長が理事会の同意を得て選出する。

第12条 会長は、本連盟を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の決議に基づき、会務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成して、会務を議決し執行する。
- 6 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

第13条 本連盟に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間と同じとする。

3 名誉会長、顧問及び参与の任期は1年とし、再任は妨げない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。

2 審議は、役員の選解任、事業報告、決算、事業計画、予算、規約の変更及びその他の事項とする。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

4 理事会は、定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に、臨時理事会として開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした理事

5 理事会は、会長が招集する。

6 会議の議長は、理事長もしくは会長の氏名した者がこれに当たる。

7 決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第16条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(専門委員会)

第17条 本連盟には、理事会の議決を経て、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、第5条の事業に関して調査研究をする。

3 専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

4 専門委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

(会計)

第 18 条 本連盟の経費は、次に掲げるものでこれを支弁する。

- (1) 登録費 (日本キンボール連盟支部会費還元金)
- (2) 寄付金
- (3) 活動収益金
- (4) 助成金
- (5) 補助金
- (6) その他

(会計年度)

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 20 条 本規約は、第 16 条第 3 項の規定にかかわらず、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(規約の細則)

第 21 条 本規約の施行についての細則は、理事会の議決を得て別に定める。

(施行規則)

附則

本規約は、設立の日から施行する。

附則

本規約は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附則

本規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。